



エステの「通い放題」は、有償サービスと無償サービスでできている？

(相談事例)

「2年間通い放題で60万円」という脱毛エステを契約したが、今になってみると高額な契約だったので、中途解約を申し入れた。エステ店から解約料を請求されたが、1か月しかサービスを受けていない割には、その額が高額すぎる。(30代 男性)

(アドバイス)

- ◆多くの場合、中途解約をする場合は、既に受けたサービス料金や解約料を払う必要があります。金額に納得がいけない場合は、明細書を出してもらいましょう。
- ◆「通い放題」であっても、「有償(代金)で施術を受けられる期間・回数」を限定した上で、それを超える期間・回数分を「無償サービス」(アフターサービス)としていることが多くあります。「通い放題」としている期間だけでなく、有償・無償の期間、施術1回当たりの単価も確認することが大切です。
- ◆解約料には、法律で定める上限があります。詳しくは、消費生活センターに相談してください。

補聴器購入は慎重に！ まずは専門医の受診を

(相談事例)

最近テレビの音声の間こえが悪いように感じはじめ、補聴器店に出向いて検査を受けた。すると、高額な補聴器を勧められ、60万円で購入した。このことを知った娘から勧められて耳鼻科を受診すると、医師からは「補聴器はまだ必要ない」と言われた。補聴器店に出向いて解約を申し入れたが、「商品は発注しているので契約の解除はできない」と言われた。(70代 女性)

(アドバイス)

- ◆まず、補聴器が必要かどうかについて、専門医の診断を受けましょう。
- ◆認定補聴器技能者がいる販売店、認定補聴器専門店で相談しましょう。
- ◆補聴器に関することや契約内容や価格等について十分な説明を受けるために、家族など周りの人と一緒に店舗に出向きましょう。
- ◆購入後の調整やメンテナンスも大切であり、業者選択は慎重に行いましょう。
- ◆店舗購入や通信販売ではクーリング・オフはできません。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)	福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)
北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可)	久留米市 0942-30-7700 (第2日曜日でも相談可)
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します